

入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第6条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする団体又は法人もしくは個人に対しては、理事会の決議を経て定める別表の入会申込書の提出又は入会申込書に記載する事項を求めることとする。

- 2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 特別会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上推薦を決定し、本人に通知する。

(入会不承認)

第3条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、この法人は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者である場合
- (3) その他この法人が、本会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された賛助会員（個人）に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会費)

第5条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

- 2 会費滞納に対する措置については、定款に定める通りとする。

(退会事由及び手続)

第6条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後2年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、令和6年5月9日から施行する。

(別表) 入会申込書 (兼変更届)